ぼうさい

DISASTER MANAGEMENT NEWS

平成27年 冬 号
2015 No. 81

特集

大雪への備え

雪害では、どのような災害が起こるのか

内閣府（防災担当）
Cabinet Office, Government of Japan

日本の火山

Vol. 36

長野県・岐阜県

焼岳（やけだけ）

大正池をつくった火山

焼岳全景　大正池から（気象庁撮影）

北アルプスにある焼岳（標高2455m）は長野県と岐阜県の県境に位置する火山で、割谷山、白谷山、アカンダナ山と並ぶ焼岳火山群のうちの一つである。山頂部には溶岩ドームが形成され、火山湖の正賀池を挟んで北峰と南峰に分けられる。

有史以降、焼岳では水蒸気噴火が頻繁に発生している。特に1907年から約30年間はほぼ毎年、水蒸気噴火を繰り返し、火砕物の降下、降灰が起こっている。今から100年前、1915年の噴火では泥流が梓川を堰き止め、大正池が形成された。

1962年には山頂北側の斜面にできた新たな火口で水蒸気噴火が発生した。この時、火口付近の山小屋が噴石で大破し、2名が負傷している。また、1995年には焼岳山頂から南東に約3㎞離れた山麓で水蒸気爆発が発生し、火山ガスを含む水蒸気と土砂が噴出、トンネル建設に伴う道路を工事中の4名の作業員が犠牲となった。

これ以降、水蒸気噴火は発生していないが、現在でも北峰付近や南西斜面の岩坪谷の噴気口の噴気活動は盛んである。

焼岳の周辺には北アルプスの登山口でもある奥飛騨温泉郷や上高地など数多くの観光地がある。特に、湖面に焼岳などの山々を映す上高地の大正池は人気である。大正池では今も、梓川が堰き止められた時に水没し、立ち枯れた木々を見ることができる。

焼岳

火山噴火予知連絡会により活火山に指定されている。気象庁により噴火予報（レベル1、活火山であることに留意）が発表中である（平成27年11月30日現在）。

ぼうさい

平成 27 年冬号　(No. 81)

CONTENTS

2　日本の火山　Vol. 36
焼岳（長野県・岐阜県）

4　特集
大雪への備え
雪害では、どのような災害が起こるのか

11　防災 Q & A［突然の大雪に備える］
大雪に慣れていない地域で大雪が降った場合、どのようなことに注意したらいいですか？
危機管理教育研究所　危機管理アドバイザー
国崎 信江

12　Disaster Report——災害報告
平成 27 年春から秋にかけての災害の状況について

18　Disaster Management News——防災の動き
防災推進国民会議の開催について

20　災害を語りつぐ　5
火災から町を守った神田っ子
——関東大震災（1923）

22　防災リーダーと地域の輪　第 25 回
若者のエネルギーで被災地を元気づける
特定非営利活動法人「国際ボランティア学生協会」

表紙の写真

［写真上］
屋根での雪下ろしには危険が伴う　➡ 7 ページ

［写真下左］
常総市内の被災状況（鬼怒川破堤箇所）
➡ 14 ページ

［写真下右］
関東・東北豪雨災害で被害を受けた茨城県常総市で土砂の除去作業を行う IVUSA のメンバー（写真／国際ボランティア学生協会）　➡ 22 ページ

特集

大雪への備え

雪害では、どのような災害が起こるのか

雪害（雪による災害）にはどのようなものがあるか

日本では、国土の半分以上が豪雪地帯（※図1）に指定されており、約2000万人もの人々が豪雪地帯で生活を営んでいます。

雪害には、地域住民だけでなく、冬山登山やスキー、観光などで豪雪地帯を訪れる多くの人々が被害に遭っています。

雪害の代表的なものとしては、雪崩、除雪中の転落事故などの豪雪地帯特有の災害のほか、路面凍結などによる交通事故や歩行中の転倒事故など、豪雪地帯以外でも発生する災害もあります。

雪害に遭わないためにも、雪に対する正しい知識を深めておくことが大切です。

※1：豪雪地帯対策特別措置法によって指定されている、冬期に大量の積雪がある地域。北海道から山陰までの24道府県が対象。

1. 雪崩による事故

①雪崩の発生状況

雪崩災害は1～3月を中心に発生しており、死者・行方不明者を伴う被害も起きています。（図2）

さらに、集落を対象とした雪崩

図1　日本の豪雪地帯

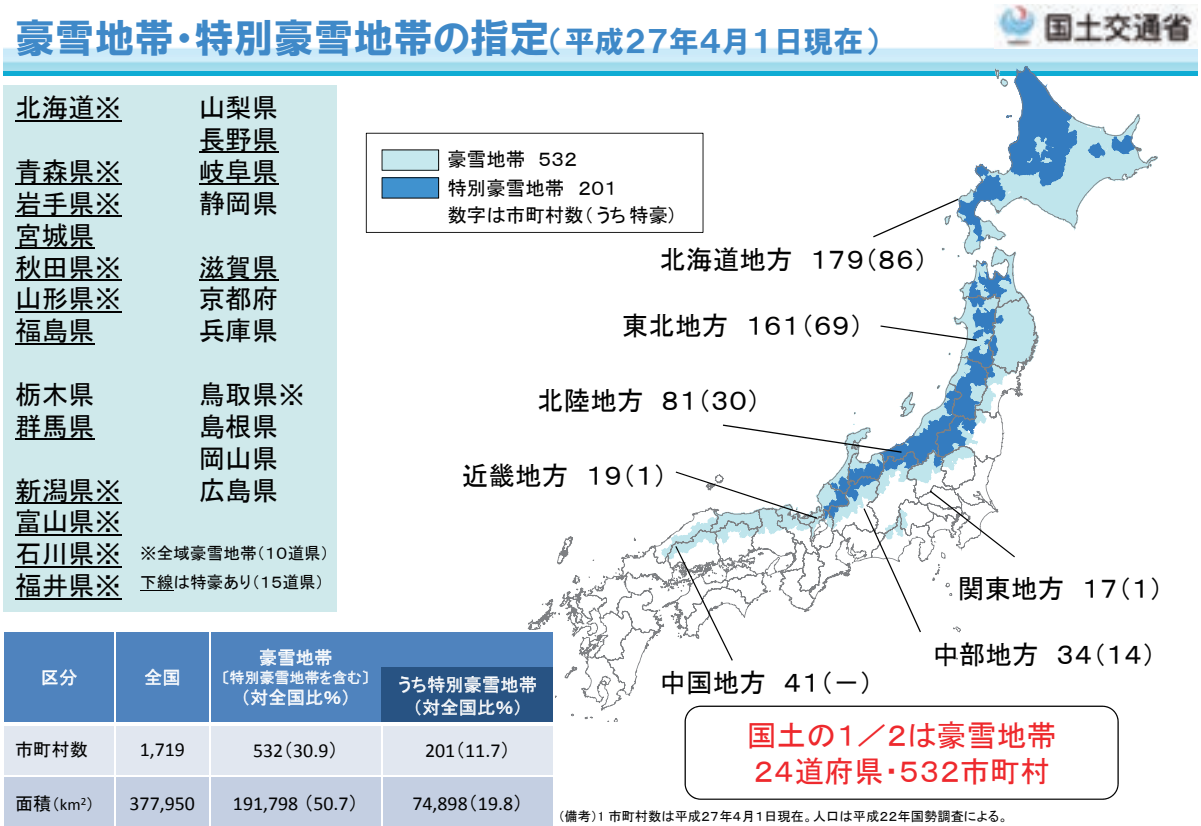

区分	全国	豪雪地帯〔特別豪雪地帯を含む〕（対全国比%）	うち特別豪雪地帯（対全国比%）
市町村数	1,719	532（30.9）	201（11.7）
面積（km²）	377,950	191,798（50.7）	74,898（19.8）
人口（千人）	128,057	19,634（15.3）	3,209（2.5）

（備考）1 市町村数は平成27年4月1日現在。人口は平成22年国勢調査による。
2 指定区域外の人口が大きな（※）一部指定豪雪地帯である仙台市、郡山市、静岡市、浜松市、大津市は豪雪地帯に含めていない（本資料中以下同様）。
※人口30万人以上（平成22年国勢調査）、指定区域外人口比10%未満（平成17年国勢調査）
3 面積は国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」（平成22年10月1日時点）による。

図２　月ごとの雪崩災害

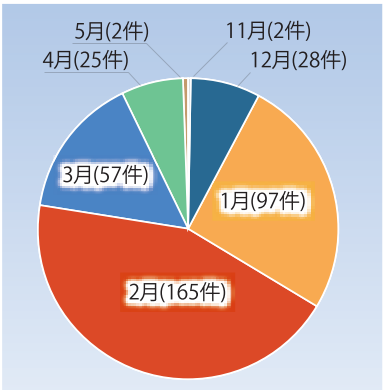

の危険箇所（人家５戸以上など）は全国で２万箇所以上もあり、集落や山間の道路のほか、雪崩災害はスキー場や観光地といった様々な場所で起こっています。（図３）

詳細は、各都道府県の砂防部局までお問い合わせください。

図３　都道府県別雪崩危険箇所（平成 16 年度公表）

県名	雪崩危険箇所	県名	雪崩危険箇所	県名	雪崩危険箇所
北海道	2,536	群馬	450	静岡	59
青森	1,003	新潟	1,484	滋賀	346
岩手	177	富山	907	京都	687
宮城	175	石川	1,203	兵庫	1,314
秋田	1,630	福井	1,318	鳥取	1,316
山形	935	山梨	86	島根	525
福島	187	長野	1,292	岡山	696
栃木	209	岐阜	1,630	広島	336
				合計	20,501

出典：国土交通省

②雪崩ではどのような災害が起こるのか

雪崩とは、「斜面上にある雪や氷の全部又は一部が肉眼で識別できる速さで流れ落ちる現象」を言い、積雪が崩れて動き始める「発生区」と、発生した雪崩が通る「走路」、そして、崩れ落ちた雪が積み重なる「堆積（たいせき）区」からなっています。また、雪崩によって堆積した雪を「デブリ」と呼びます。（図４）

なお、雪崩は〝すべり面〟の違いによって、「表層（ひょうそう）雪崩」と「全層（ぜんそう）雪崩」の大きく２つのタイプに分けられます。（図５）

図４　雪崩の名称

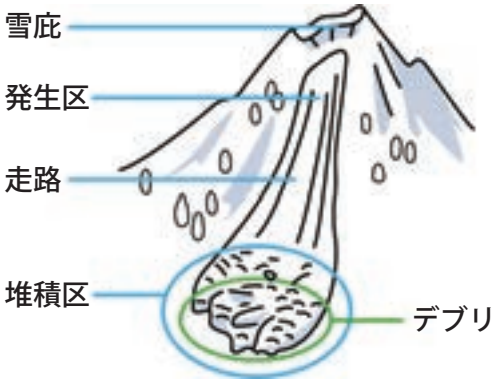

③雪崩災害に遭わないために ～雪崩が発生しやすいケースは急斜面や植生がまばらな場所など。気象条件や前兆現象にも要注意！

雪崩はスピードが速いため、発生に気付いてから逃げることは困難です。災害から身を守るためには、前もって雪崩が発生しやすいケースを知っておくことが重要です。日頃から危険箇所や気象情報をチェックし、雪崩の前兆を発見したらすぐに最寄りの市町村役場や警察署へ通報してください。

〈発生しやすい場所〉

●急な斜面

一般的に、スキーの上級者コースと同程度の傾斜が30度以上になると発生しやすくなり、特に35～45度が最も危険と言われています。

●「落石注意」の標識が設置　など

図５　雪崩の種類

種　別	表層（ひょうそう）雪崩	全層（ぜんそう）雪崩
概　要	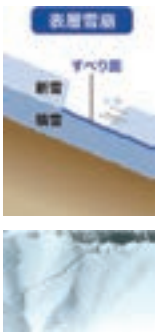 古い積雪面に降り積もった新雪が滑り落ちる	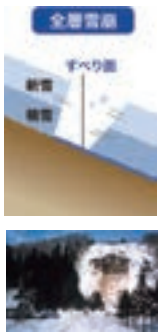 斜面の固くて重たい雪が、地表面の上を流れるように滑り落ちる
主な発生時期	低気温で降雪が続く１～２月の厳寒期	気温が上昇する春先の融雪期
速　度	新幹線並み（時速 100 ～ 200 km） 	自動車並み（時速 40 ～ 80 km）
到達範囲	雪崩の到達距離は、全層雪崩より表層雪崩の方が遠くまで到達します 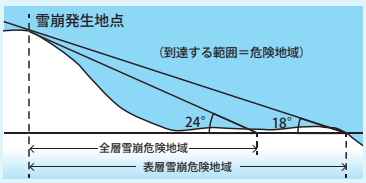	

資料、イラスト：国土交通省

●低木林やまばらな植生の斜面

中高木が密に生えている斜面では雪崩が発生しにくい一方、低木林やまばらな植生の斜面では雪崩発生の危険が高くなります。笹や草に覆われた斜面などは裸地よりも発生しやすい地形です。（図6）

図6　低木林やまばらな植生の斜面

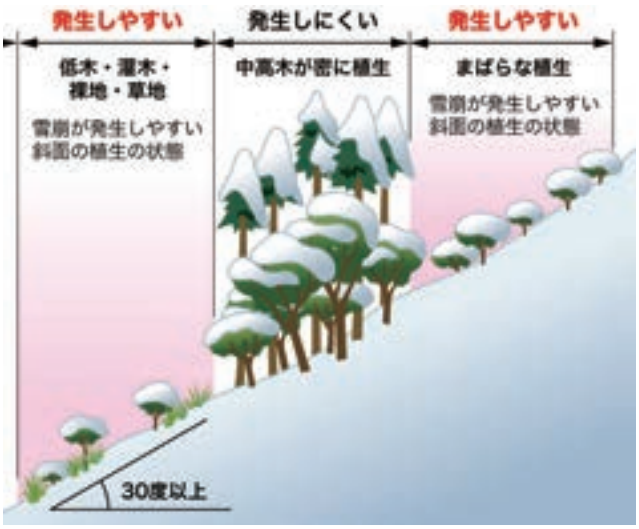

〈発生しやすい条件〉

表層雪崩

・気温が低く、既にかなりの積雪がある上に、短期間に多量の降雪があったとき（例えば、1メートル程度以上の積雪の上に30センチ程度以上の降雪があったときなど）

・急傾斜で、特に雪庇（せっぴ）や吹きだまり（雪が風で吹き寄せられ堆積した場所）ができている斜面

・0度以下の気温が続き、吹雪や強風が伴うとき

全層雪崩

・過去に雪崩が発生した斜面など

・春先や降雨後、フェーン現象などによる気温上昇時

・斜面に積雪の亀裂ができている場所など

〈主な前兆現象〉

①雪庇（せっぴ）

山の尾根からの雪の張り出し。張り出した部分が雪のかたまりとなって斜面に落ちる。

②巻きだれ

雪崩予防柵からの雪の張り出し。張り出した部分が雪のかたまりとなって斜面に落ちる。

③斜面が平らになっている

斜面に元の地形が分からないほど雪が積もって平らになっている場所がある。表層雪崩が起きる危険。家の裏山などは特に要注意。

④スノーボール

斜面をころころ落ちてくるボールのような、雪のかたまり。雪庇や巻だれの一部が落ちてきたもので、多く見られるときは特に要注意。

⑤クラック

斜面にひっかき傷が付いたような雪の裂け目。積もっていた雪がゆるみ、少しずつ動き出そうとしている状態で、その動きが大きくなると全層雪崩の危険。

⑥雪しわ

ふやけた指先のようなシワ状の雪の模様。積もっていた雪がゆるみ、少しずつ動き出そうとしている状態。積雪が少なくても全層雪崩の危険。

〈普段から心がけるべき事〉

・市町村が作成、配布するハザードマップによって、その地域の危険箇所を把握しましょう。

お住まいの都道府県又は市町村のホームページで危険箇所を確認できます。

・気象庁が発表する「なだれ注意報」などの気象情報が出ていないかを確認しましょう。

現在発表中の警報・注意報（気象庁）

http://www.jma.go.jp/jp/warn/

・そのほか、自治体から発信される情報をチェックしましょう。

2．除雪中の事故（雪下ろしや雪かき中の事故）

①除雪中にはどのような事故が起こるのか

万が一、雪崩発生の場に遭遇したら？……

（全国地すべりがけ崩れ対策協議会「雪崩対応安全ガイドブック」より）

雪崩が自分の近くで起きた場合

1．流されている人を見続けること。
2．仲間が雪崩に巻き込まれた地点（遭難点）と、見えなくなった地点（消失点）を覚えておく。
3．雪崩が止まったら見張りを立て、遭難点と消失点にポールや木などの目印をたてる。
4．すぐに雪崩ビーコン（無線機）などを用いて、捜索する。
5．見つかれば、直ちに掘り起こして救急処置を行う。

雪崩ビーコン

自分が雪崩に巻き込まれた場合

1．雪崩の流れの端へ逃げる。
2．仲間が巻き込まれないように知らせる。
3．身体から荷物を外す。
4．雪の中で泳いで浮上するようにする。
5．雪が止まりそうになったとき、雪の中での空間を確保できるよう、手で口の前に空間を作る。
6．雪の中から、上を歩いている人の声が聞こえる場合があるため、聞こえたら大きな声を出す。

更に詳しくは、全国地すべりがけ崩れ対策協議会「雪崩対応安全ガイドブック」
http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Article/349/57/nadaregide,1.pdf

雪による事故の死者の多くは除雪中の事故によるものです。（平成26年度の大雪による人的被害の約8割が雪下ろし等の除雪中の事故。ただし交通事故を除く。）

除雪中の事故は、自宅など建物の屋根雪下ろしや雪かき等の作業中に発生しており、中でも高齢者の比率が高いことが特徴です。

平成 26 年度　大雪による人的被害の状況

死亡状況	65 歳未満（人数）	65 歳以上（人数）	合計
雪崩による死者	2	0	2
屋根の雪下ろし等、除雪作業中の死者	13	**52**	65
落雪による死者	3	6	9
倒壊した家屋の下敷きによる死者	0	2	2
その他	1	4	5
合計	19	64	83

（注）平成 26 年 11 月から平成 27 年 3 月 31 日までの数値のうち、除雪作業中の死者（65 人）は全体の死者（83 人）の 78%
出典：消防庁資料（平成 27 年 4 月 1 日）から抜粋

除雪中の事故はこんなケース、こんな原因で起きています！

雪下ろしの事故の場合、屋根からの転落事故が多く、高齢者や一人での作業中に多く発生しています。

何かあった時に対応できるよう作業は複数人で行うようにしましょう。

●屋根からの転落
雪下ろし中に屋根の上で足がスリップして転落したり、屋根の上の雪が滑り落ちてきてバランスを崩して転落する事故

●屋根からの落雪
軒下で除雪中に落雪で埋まる、落雪が直撃する事故

●水路等への転落
融雪槽に投雪中、槽内に転落する事故（発見までの時間がかかり、死亡に至る例も）

●除雪機の事故
エンジンを止めずに、雪詰まりを取り除こうとして巻き込まれる事故

●除雪作業中に心筋梗塞などを発症
寒い屋外での重労働によって作業中に心肺停止などで倒れる事故

②除雪事故に遭わないために ～除雪中の事故を防ぐための ポイント

除雪中の事故の危険を理解し、安全な対策を講じることが、事故を防ぎます。

事故防止のポイント

資料：内閣府 / 国土交通省

命を守る除雪中の事故防止 10 箇条

- ✓作業は家族、となり近所にも声かけて 2 人以上で！
- ✓建物のまわりに雪を残して雪下ろし！
- ✓晴れの日ほど要注意、屋根の雪がゆるんでいる！
- ✓はしごの固定を忘れずに！
- ✓エンジンを切ってから！除雪機の雪詰まりの取り除き
- ✓低い屋根でも油断は禁物！
- ✓作業開始直後と疲れたころは特に慎重に！
- ✓面倒でも命綱とヘルメットを！
- ✓命綱、除雪機など用具はこまめに手入れ・点検を！
- ✓作業のときには携帯電話を持っていく！

空き家の除雪が行われず，危険な状態になっている場合には，法律＊の定めに基づき市町村長の判断で雪下ろしを行うことが可能です。お困りの際は市町村に問い合わせ下さい。

＊災害対策基本法第 64 条第 1 項

また、事故は除雪作業に対する慣れや過信、油断が事故を招いています。除雪作業前に事故防止のポイントを確認しましょう。

3. 車による雪道での事故

①車による雪道事故はどのような時に発生するのか

降雪時、降雪後には路面の凍結や視程障害（吹雪等による視界不良）による事故に注意が必要です。

こんなときは路面の凍結に注意！

●降雪が1㎝以上の時は非常に滑りやすい圧雪に注意！

非常に滑りやすい圧雪（踏み固められた雪）は、ドライバーから見て白く見え、表面のみ凍ってつるつるの光沢ができ、滑りやすい状態です。

滑りやすい圧雪道路

圧雪は降雪が1㎝以上あり、雪が降った後早い時期（おおよそ24時間以内）に形成されます。

●前日の最高気温が0℃未満の時はアイスバーンに注意！

アイスバーンは、氷のようになった路面のことで、ドライバーから見て透明又は黒く見え、非常に滑りやすい状態です。前日の最高気温が0℃未満の場合できやすい路面凍結現象です。

●実は滑る！凍って見えなくてもブラックアイスバーンに注意！

ドライバーから見てただの濡れたアスファルトに見えるのですが、実は氷で覆われていて非常に滑る状態です。

この路面状況は、これといって判断する方法がないので、低気温時は「路面が黒く見えたら要注意！」と覚えましょう。

特に、冷え込む夜間や朝方や日陰などは要注意です。

こんなところでは路面の凍結に注意！

●信号交差点

都市部の信号交差点のある箇所では、車が発進や停止を繰り返すことによって、圧雪や凍結路面が摩擦熱で融けて、タイヤとの間に

凍結しやすい都市部の信号交差点

水滴ができるため、路面が非常に滑りやすくなることがあります。

●橋梁（橋げた）

区間橋梁区間ではほかの区間と異なり夜間には橋の下からも熱が奪われるので、路面の温度が低下しやすく、ほかの路面が凍っていなくても橋の上だけは凍結していることがあります。

●トンネルなどの出入口

トンネルなどの出入口は日陰になることが多く、局所的に路面が凍結している場合があります。周囲が雪景色の場合には、トンネルの中と外での明るさが極端に異なることで状況が見えにくくなることを踏まえ、トンネル出入口付近での突然の路面変化に備え、走行には注意しましょう。

このほかにも、局部的に日陰となる区間では長期にわたり雪が残っていたり、融雪水が流れ込みやすい箇所では局所的に路面が凍結することがあります。

視程障害とは

空気中に浮遊物があると、それによって光が散乱・吸収・反射されて減衰するため、私たちの目に届く光の量が少なくなり、周りの景色が見えづらくなります。これを視程障害といいます。降雪や吹雪によって雪が舞っている場合も同様に視界が悪くなりますが、霧のような小さな水滴とは異なり雪片は目に見えるほど大きいので、その視程障害も少し異なります。

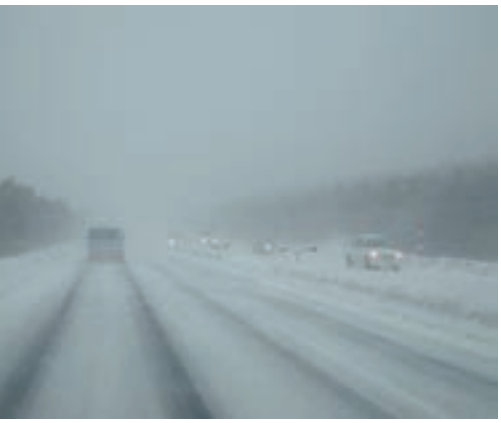
視程障害が起きやすい吹雪の中の運転

雪による視程障害が起きやすい環境は……

・気温が低く、風速が８ｍ／ｓ以上のとき（高い地吹雪が発生しやすい）
・道路の雪堤が高くなっているとき（風速が強くないと低い地吹雪が発生しやすい）
・大型車が巻き上げる雪煙（降雪直後で道路上に新雪が積もっていると発生しやすい）
・周囲が開けた平坦な地形の道路（吹雪を遮る樹木や建物がない平地）
・峠区間や急峻地形の道路（特に標高の高い山地では気象の変化も著しく、短い区間でも視程が急変することも）

ホワイトアウトとは…

人間の目が物と周囲を区別して識別できるためには、そのコントラストに差があることも重要です。周囲が白一色となる冬の道路では、道路と景色の区別がつけにくくなるため、実際の視程よりかなり悪く感じることがあります。時にはホワイトアウトと呼ばれ、地吹雪などで視界が真っ白になり、他に何も見えない状態になることがあり注意が必要です。

②雪道での車の事故に遭わないためには～雪道での運転のポイント～凍結路面での運転のポイント

●坂道走行

あらかじめ適切なギヤにシフトダウンし、アクセルを一定にしましょう。急ブレーキやシフトダウンは尻振りやスピンを招きます。（下り坂はエンジンブレーキを効かせましょう）

●カーブ走行

カーブの手前で十分に減速してから進入し、カーブ中は控えめな速度を一定に保って走行しましょう。

●ブレーキング

急ブレーキをかけるとタイヤがロックしてグリップを失い止まれません。ブレーキは普段より手前からソフトにじわっと踏んで止めましょう。

※四輪駆動車だからといって過信しないようにしましょう。二輪駆動車に比べ発進や走行の安全性は有利ですが、車の重量が重いためカーブや交差点の手前では十分にスピードを落として走行しましょう。またＡＢＳ（アンチロック・ブレーキ・システム）がついていても過信しないよう、ＡＢＳを作動させずに済むように運転しましょう。

アクシデントに対応できる用具を必ず装備しておきましょう

冬道の運転は冬山の登山と同じようなもので、事前の点検・整備と、天候の急変等による様々なアクシデントにも十分対応できるような装備品を必ず装備しておきましょう。

●タイヤチェーン、ジャッキ　●ブースターケーブル　●スノーヘルパー
●スペアタイヤ（冬道用タイヤ）　●スコップ　●除雪用ブラシ
●防寒具、長靴　●砂・軍手・作業衣類　●毛布　●けん引用ロープ等

視界の悪い時の運転のテクニック

●吹雪の中での運転は　ライト点灯、スピードダウン、車間距離！

相手に自分の存在を知らせるため、ライトをつけましょう。前方の車が急に止まるかもしれないので車間距離を十分に取りましょう。

●大型車の雪煙に注意！

トラックなどの大型車が巻き上げる雪煙で視界が悪くなります。すれ違う時や追い越される時はワイパーを早めに作動し、減速しましょう。

●車に雪が付いたら安全な所に止まって落とす

ヘッドライトやテールランプについた雪で、自分の車が相手から見づらくなります。また、ワイパーに付いた雪で拭きが悪くなります。道路から離れた安全な所で雪を落としましょう。

●疲れたり、運転に危険を感じたら休憩を

吹雪の中での運転は緊張の連続です。疲れたり危ないと思ったら道の駅やパーキングエリアなどでゆっくり休みましょう。危険ですの決して路上では止まらないようにしましょう。

4. 歩行者の雪道での事故

①歩行者の雪道事故はどのような時に発生するのか　～歩行時の転倒にも注意！滑りやすい場所を知りましょう～

冬期間は豪雪地帯に限らず、雪が少ない地域でも、積雪・凍結を原因とする転倒災害が多く発生しています。

転倒災害件数は、降雪量にほぼ比例しており、例年1～3月に集中して発生しています。事故が多く発生している滑りやすい場所を確認しておきましょう。

●横断歩道の白線の上

白線部は、乾いているように見えても薄い氷膜ができて、滑りやすくなっている場合があります。

●車の出入りのある歩道（駐車場の出入口、ガソリンスタンドなど）

出入りする車のタイヤで路面上の氷が磨かれ、非常に滑りやすくなっている場合があります。

●バスやタクシーの乗り場

多くの人で踏み固められて滑りやすくなっている場合があります。乗り場の路面状態を確認しながら歩きましょう。また、歩道と車道との段差にも注意しましょう。

●坂道

坂道は、上るときよりも下るときの方が滑って転びやすく危険です。下るときは特に注意しましょう。

●ロードヒーティングの切れ目

ロードヒーティングが切れた所から雪や氷が融けておらず段差ができて、部分的に滑りやすい状態になっていることがありますので、注意しましょう。

②雪道を安全に歩くポイント～転びにくい上手な歩き方を知りましょう！

●小さな歩幅で歩きましょう

歩幅を小さくし、そろそろと歩く「ペンギン歩き」が基本です。そうすることにより、体の揺れが小さくなり、転びにくくなります。

●靴の裏全体を路面に付けて歩きましょう

つるつる路面では、体の重心をやや前におき、できるだけ靴の裏全体を路面につける気持ちで歩きましょう。

また、履物は靴底が滑りにくいものを選びましょう。（摩擦係数の高いゴム長靴等）

●その他

転んだときの怪我の予防のために、帽子をかぶる、手袋をするなど、身に着けるものを工夫することも安全対策の一つです。

転びにくい歩き方を知っていても、両手をポケットに入れたまま歩いたり、急いで走ることは危険です。また、飲酒時もバランス感覚が鈍り危険です。

屋根の上の雪や氷が落ちてくることがありますので、足元にも注意が必要ですが、歩く先々の屋根にも目を配り、注意して歩きましょう。特に、暖かい日は要注意です。

■詳しくはこちらから

雪害対策のページ（内閣府）
http://www.bousai.go.jp/setsugai/index.html

大雪に対する防災力の向上方策 検討会　報告書（内閣府）
http://www.bousai.go.jp/setsugai/pdf/h2404_002.pdf

共助・公助による地域除雪の取組事例
http://www.bousai.go.jp/setsugai/pdf/h2404_003.pdf

防災情報提供センター（国土交通省）
http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/index.html

防災 Q&A

突然の大雪に備える

Q 大雪に慣れていない地域で大雪が降った場合、どのようなことに注意したらいいですか？

A 交通機関の麻痺による渋滞、遅延、孤立、品不足や病院に通えないなどの影響や転倒防止対策を考えておきましょう。

交通機関に大きな影響が出るような雪が降っているときは、できるだけ不要不急の外出を控え、やむを得ず外出するときは時間に余裕をもって行動しましょう。服装は、転倒することを想定して帽子、手袋やセーターなどクッションになりそうな素材を選びます。靴は、撥水性があり靴底の溝が深い靴を、かばんは、両手が自由になり転倒した場合も背中を保護できるリュックをお勧めします。歩くときは、歩幅は小さく、足の裏全体でしっかり歩き、マンホールの蓋やタイルなど滑りやすいところを避けて歩きます。携帯電話は持ち歩くと転倒した際の破損や雪で濡れて故障する恐れがあるのでカバンの中に入れましょう。

降雪の予報が出たら、除雪用のスコップ、車のトランクにはタイヤ用チェーンを積んで装着方法を確認しておきます。雪で道路が渋滞することもあるので簡易トイレ、携帯電話をシガーソケットから充電できるアダプター、食料、毛布などを積んでおくことや、自宅でも停電や店じまい、品薄に備えて食料品や日用品、燃料の蓄えを十分にしておきます。既往症のある方や処方薬を服用している人は早めに医療機関にかかりましょう。

除雪をするときは、軒下のつららや翌日晴れて気温が上がった場合は、屋根から大量の雪が落ちてくる恐れがあるので頭上にも注意してください。

イラスト：井塚 剛

危機管理教育研究所　危機管理アドバイザー
国崎　信江（くにざき・のぶえ）
阪神・淡路大震災を機に、女性の視点を生かして自然災害から子どもを守るための研究を始める。防災・防犯関連の著作、講演のほか、内閣府・文部科学省など多くの防災関連の専門委員も務めている。

国内災害

平成27年春から秋にかけての災害の状況について

口永良部島（くちのえらぶじま）噴火

（噴火の概要）

鹿児島県屋久島町口永良部島の新岳において、5月29日9時59分頃に爆発的噴火が発生しました。気象庁は同10時07分、噴火警報（噴火警戒レベル5、避難）を発表し、噴火警戒レベルを3（入山規制）から5（避難）へ引き上げました。

この噴火により、噴煙が火口上9000メートル以上まで上がり、火口周辺に噴石が飛散しました。また、火砕流が発生し、新岳火口の南西側から北西側（向江浜地区）にかけての海岸まで達しました。

（被害状況）

この噴火による人的被害は、負傷者1名でした。

（政府の対応）

（1）官邸の対応

・官邸対策室設置（5月29日10：07）

・総理会見（5月29日11：45）

（2）総理指示

・以下のとおり総理指示が発せられました。（5月29日10：15）

1　早急な被害状況の把握

2　自治体との緊密な連携による避難等の安全確保措置の徹底

3　適時的確な情報の提供

（3）緊急参集チーム

・緊急参集チーム協議開始（5月29日10：37）

《緊急参集チーム確認事項》

1　地方自治体、関係機関等との連携を密にし、口永良部島の火山活動や被害状況を的確に把握するとともに、住民の安全を第一として、政府一体となった救援救助活動、避難支援等に全力を尽くす。

2　被害の状況に応じ、緊急消防援助隊、警察広域援助隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の救援救助部隊、災害派遣医療チーム（DMAT）等による被災地への広域応援を行い、災害応急対策に万全を期す。

3　火山活動について、引き続き、国や関係機関が一体となって厳重な観測・監視・分析を行い、住民や地方自治体、関係機関に対する的確な情報提供を行う。

（4）災害派遣要請

要請日時：平成27年5月29日（金）10：40

要請元：鹿児島県知事

要請先：陸上自衛隊第8師団長（北熊本）

要請の概要：航空機による避難支援・情報収集

発生場所：鹿児島県口永良部島

撤収要請日時：平成27年6月1日（月）16：15

《派遣規模》（6月2日12：00現在）

人員：延べ430名（延べ航空関係要員約260名、LO（連絡員）等約60名、地上要員約110名）

車両：延べ約20両

ヘリによる上空視察（5月30日）

航空機：延べ44機

（5）内閣総理大臣による現地調査

・口永良部島新岳の噴火に係る被災状況を把握するため、安倍内閣総理大臣が、島民が避難生活を送っている屋久島町を訪問し、鹿児島県知事、屋久島町長等と意見交換を行うとともに、避難所の視察を実施しました。（6月13日）。

（6）政府調査団の派遣等

・内閣府情報先遣チームを鹿児島県屋久島町役場へ派遣（5月29日11：00）

・赤澤内閣府副大臣（当時）を団長とする政府調査団を鹿児島県庁へ派遣しました。（5月29日11：00）

・赤澤内閣府副大臣（当時）を団長とする政府調査団が自衛隊ヘリにて口永良部島上空視察を行うとともに、屋久島町役場での意見交換及び避難所訪問を実施しました。（5月30日午前）

鹿児島県知事、屋久島町長等との意見交換

避難所で聞き取りをする安倍内閣総理大臣
（宮之浦公民館）

避難者一人一人に声をかける安倍内閣総理大臣
（縄文の苑）

（7）関係省庁災害対策会議（開催実績：6回）

・山谷内閣府特命担当大臣（防災）（当時）、松本内閣府大臣政務官（当時）出席のもと、関係省庁災害対策会議を開催し、佐々木鹿児島県副知事とテレビ会議を行うとともに、今後の火山活動の見通し、被害状況及び各省庁の対応状況について情報共有を行いました。（5月29日11：00）

・山谷内閣府特命担当大臣（防災）（当時）、松本内閣府大臣（当時）政務官、藤井東京大学名誉教授（火山噴火予知連絡会会長）出席のもと、関係省庁災害対策会議（第2回）を開催し、佐々木鹿児島県副知事とテレビ会議を行うとともに、今後の火山活動の見通し、被害状況及び各省庁の対応状況について情報共有を行いました。（5月29日16：00）

・山谷内閣府特命担当大臣（防災）（当時）、赤澤内閣府副大臣（当時）、松本内閣府大臣政務官（当時）出席のもと、関係省庁災害対策会議（第3回）を開催し、伊藤鹿児島県知事及び荒木屋久島町長とテレビ会議を行うとともに、赤澤内閣府副大臣（当時）による政府調査団調査報告を実施しました。また、今後の火山活動の見通し、被害状況及び各省庁の対応状況について情報共有を行うとともに、今後の対応等について確認を行いました。（5月30日17：00）

・山谷内閣府特命担当大臣（防災）（当時）、赤澤内閣府副大臣（当時）、松本内閣府大臣政務官（当時）、井口京都大学防災研究所教授（火山噴火予知連絡会委員）出席のもと、関係省庁災害対策会議（第4回）を開催し、佐々木鹿児島県副知事及び岩川屋久島副町長とテレビ会議を実施しました。また、今後の火山活動の見通し、被害状況及び各省庁の対応状況について情報共有を行うとともに、今後の対応等について確認を行いました。（6月1日17：00）

・山谷内閣府特命担当大臣（防災）（当時）、赤澤内閣府副大臣（当時）出席のもと、関係省庁災害対策会議（第5回）を開催し、佐々木鹿児島県副知事及び荒木屋久島町長とテレビ会議を実施しました。また、今後の火山活動の見通し、被害状況及び各省庁の対応状況について情報共有を行うとともに、今後の対応等について

確認を行いました。（6月5日16：00）

・山谷内閣府特命担当大臣（防災）（当時）、赤澤内閣府副大臣（当時）、松本内閣府大臣政務官（当時）出席のもと、関係省庁災害対策会議（第6回）を開催し、布袋鹿児島県副知事、荒木屋久島町長及び井口京都大学防災研究所教授（火山噴火予知連絡会委員）とテレビ会議を実施しました。また、今後の火山活動の見通しについて情報共有を行うとともに、今後の課題等について確認を行いました。（6月11日15：50）

（支援策）

具体的な支援として、5月29日鹿児島県熊毛郡屋久島町に、口永良部島（新岳）噴火により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としているため、災害救助法が適用されました。

（以上、平成27年6月19日現在）

平成27年9月関東・東北豪雨（平成27年台風第18号等を含む）

（概要）

9月7日3時に発生した台風第18号は、日本の南海上を北上し、9月9日10時過ぎに愛知県知多半島に上陸した後、日本海に進み、同日21時に温帯低気圧に変わりました。

台風第18号や前線の影響で、西日本から北日本にかけての広い範囲で大雨となり、特に9月9日から11日にかけては、台風第18号から変わった低気圧に向けて南から流れ込む湿った風と、日本の東海上を北上していた台風第17号から流れ込む湿った風の影響により、多数の線状降水帯が次々と発生したことにより、関東地方と東北地方では記録的な大雨となりました。

9月7日から9月11日までに観測された総降水量は、栃木県日光市今市で647・5ミリ、宮城県丸森町筆甫で536・0ミリを観測するなど、関東地方で600ミリ、東北地方で500ミリを超え、9月の月降水量平年値の2倍を超える大雨となったところがありました。特に、9月9日から11日にかけて、栃木県日光市今市や茨城県古河市古河、宮城県仙台市泉区泉ケ岳など関東地方や東北地方では、統計期間が10年以上の観測地点のうち16地点で、最大24時間降水量が観測史上1位の値を更新するなど、栃木県や茨城県、宮城県では記録的な大雨となりました。

常総市内の被災状況（鬼怒川破堤箇所）

（被害状況）

平成27年9月関東・東北豪雨の影響により、21の都県において人的・物的被害が発生しました。人的被害にあっては、死者8人、負傷者79人が発生。また、住家被害については、全壊75棟、半壊3851棟、床上浸水3147棟、床下浸水8998棟等の被害が発生しました。（消防庁情報：10月2日18：00分現在）

（政府の主な対応）

（1）官邸の対応

・官邸情報連絡室設置（9月8日16：48）

・官邸連絡室に改組（9月10日3：30）

・関係省庁局長級会議開催（9月10日4：15）

・総理指示（9月10日7：10）

1．被害状況を迅速に把握するとともに、政府一丸となって人命の安全確保を第一とする災害応急対策に全力で取り組むこと

2．国民に対し、避難や大雨・河川の状況等に関する情報提供を適時的確に行うこと

3．地方自治体とも緊密に連携し、今後、浸水が想定される地区の住民の避難が確実に行われるよう、避難支援等の対策に万全を期すこと

・緊急参集チーム協議（9月10日7：43、14：06）

・総理指示（9月10日15：59）

1．事態は重大な局面を迎えている。自衛隊、警察、消防など、政府の持てる力を全て動員し、被災者の救命・救助に全力を尽くすこと

2．さらに、取り残され、助けを求めている方がいないか、早急に状況を把握すること

3．さらなる事態の発生も懸念されることから、地方自治体と緊密に連携し、住民の避難が確実に行われるよう対策に万全を期すこと

・総理指示（9月11日11：30）

1．国民の命を守るため、引き続き、政府一丸となって、被災者の救命・救助に全力を尽くすこと

2．今後、さらなる事態の発生も懸念されることから、地方自治体と緊密に連携し、住民の避難が確実に行われるよう対策に万全を期すこと

3．さらに、被災自治体と連携し、必要な物資の確保や医療行為の提供等被災者の支援策に関係機関が一体となって取り組むこと

（2）内閣総理大臣による現地調査

・平成27年台風第18号による大雨等に係る被災状況を把握するため、安倍内閣総理大臣が、河川の氾濫等により被害が生じた茨城県、栃木県を訪問し、茨城県知事、栃木県知事等と意見交換を行うとともに、避難所の視察を実施しました。（9月12日）

（3）内閣府特命担当大臣（防災）による現地調査

・平成27年台風第18号による大雨等に係る被災状況を把握するため、山谷内閣府特命担当大臣（防災）（当時）が、河川の氾濫等により被害が生じた茨城県常総市を訪問し、常総市長等と意見交換を行うとともに、避難所等の視察を実施しました。（9月15日）

・平成27年9月関東・東北豪雨に係る災害に伴い、被害状況及び現地の対応状況等を把握するため、河野内閣府特命担当大臣（防災）が茨城県を訪れ、常総市長等と意見交換を行うとともに、被災地を視察しました。（10月16日）

（4）関係閣僚会議の開催

・安倍内閣総理大臣出席のもと、栃木県・茨城県等の大雨に関する関係閣僚会議を開催しました。（出席閣僚：内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（防災）兼 国家公安委員長、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官）（9月10日15：47）

・安倍内閣総理大臣出席のもと、栃木県・茨城県・宮城県等の大雨に関する関係閣僚会議を開催しました。（出席閣僚：内閣総理大臣、副総理 兼 財務大臣、内閣府特命担当大臣（防災）兼 国家公安委員長、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官）（9月11日11：28）

（5）関係省庁災害対策会議等の実施（開催実績：災害警戒会議1回、災害対策会議5回）

・平成27年台風第18号に係る関係省庁災害警戒会議を開催し、今後の気象の見通し及び各省庁の対応状況について情報共有を行うとともに、万全の態勢で対応していくことを確認しました。（9月8日14：30）

・山谷内閣府特命担当大臣（防災）（当時）、赤澤内閣府副大臣（当時）出席のもと、平成27年台風第18号に係る関係省庁災害対策会議を開催し、栃木県庁及び茨城県

茨城県知事との意見交換

栃木県知事との意見交換

庁とのテレビ会議を実施。引き続き被害状況の収集に全力を挙げるとともに、被災者の救援・救助、水防活動等の災害応急対策に全力を尽くすことを確認しました。（9月10日9：30）

・山谷内閣府特命担当大臣（防災）（当時）、松本内閣府大臣政務官（当時）出席のもと、平成27年台風第18号に係る関係省庁災害対策会議（第2回）を開催し、村井宮城県知事とのテレビ会議を実施。引き続き被害状況の収集に全力を挙げるとともに、被災者の救援・救助、水防活動等の災害応急対策に全力を尽くすことを確認しました。（9月11日14：30）

・山谷内閣府特命担当大臣（防災）（当時）、赤澤内閣府副大臣（当時）、松本内閣府大臣政務官（当時）出席のもと、平成27年台風第18号に係る関係省庁災害対策会議（第3回）を開催し、赤澤内閣府副大臣（当時）より政府調査団（栃木県、茨城県）報告を実施。引き続き住民の安全確保を最優先に、被災者の救助・救援に全力を尽くすとともに、被災者ニーズを的確に把握し、迅速かつ的確に生活支援を行うことを確認しました。（9月11日18：30）

・山谷内閣府特命担当大臣（防災）（当時）、赤澤内閣府副大臣（当時）、松本内閣府大臣政務官（当時）出席のもと、平成27年台風第18号に係る関係省庁災害対策会議（第4回）を開催し、橋本茨城県知事とのテレビ会議を実施しました。引き続き住民の安全確保を最優先に、被災者の救助・救援に全力を尽くすとともに、被災者ニーズを的確に把握し、迅速かつ的確に生活支援を行うことを確認しました。（9月14日10：10）

・山谷内閣府特命担当大臣（防災）（当時）、赤澤内閣府副大臣（当時）、松本内閣府大臣政務官（当時）出席のもと、平成27年台風第18号に係る関係省庁災害対策会議（第5回）を開催し、山口茨城県副知事とのテレビ会議を実施しました。捜索活動の進捗状況、現地の状況や課題を共有するとともに、引き続き、災害復旧や被災者の生活支援等に関係機関が連携して取り組むことを確認しました。（9月17日13：30）

（6）政府調査団の派遣

・赤澤内閣府副大臣（当時）を団長とする政府調査団を栃木県及び茨城県へ派遣しました。（9月11日）

（支援策）

（1）災害救助法の適用

・平成27年台風第18号等による大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としているため、次の市町に対して災害救助法が適用されました。

【茨城県】（適用日：9月9日）
古河市（こがし）、結城市（ゆうきし）、下妻市（しもつまし）、常総市（じょうそうし）、筑西市（ちくせいし）、結城郡八千代町（ゆうきぐんやちよまち）、猿島郡境町（さしまぐんさかいまち）、守谷市（もりやし）、坂東市（ばんどうし）、つくばみらい市

【栃木県】（適用日：9月9日）
栃木市（とちぎし）、佐野市（さのし）、鹿沼市（かぬまし）、日光市（にっこうし）、小山市（おやまし）、下野市（しもつけし）、下都賀郡野木町（しもつがぐんのぎまち）、下都賀郡壬生町（みぶまち）

【宮城県】（適用日：9月10日）
仙台市（せんだいし）、栗原市（くりはらし）、東松島市（ひがしまつしまし）、大崎市（おおさきし）、宮城郡松島町（みやぎぐんまつしままち）、黒川郡大和町（くろかわぐんたいわちょう）、加美郡加美町（かみぐんかみまち）、遠田郡涌谷町（とおだぐんわくやちょう）

（2）被災者生活再建支援法の適用

【茨城県】常総市（じょうそうし）、猿島郡境町（さしまぐんさかいまち）（9月9日適用）

【栃木県】栃木市（とちぎし）、日光市（にっこうし）、小山市（おやまし）、鹿沼市（かぬまし）（9月9日適用）

【宮城県】大崎市（おおさきし）（9月11日適用）

【福島県】田村市（たむらし）（9月9

日適用）

（3）激甚災害の指定

平成27年9月7日から9月11日までの間の暴風雨及び豪雨による災害について「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を激甚災害として指定しました。

【10月6日 閣議決定、10月7日 公布・施行】

○本激（全国を対象）として、次の措置が適用。

（1）農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

（2）農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

（3）小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

○局激（福島県南会津郡南会津町及び大沼郡昭和村の区域を対象）として、次の措置が適用。

（1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

（2）小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

【10月27日 閣議決定、10月30日 公布・施行】

○局激（茨城県常総市の区域を対象）として、次の措置が適用。

（1）中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

（以上、平成27年10月30日現在）

平成27年台風第21号

（気象の概況）

台風第21号は、28日（月）日中に非常に強い勢力で石垣島地方、与那国島地方に接近し、与那国島地方に最も近づいた28日（月）夕方には猛烈な勢力となりました。台風は、その後、台湾に上陸・通過し、台湾海峡を西北西に進み、29日（火）日中華南に上陸しました。

与那国島では、28日（月）15時41分に最大瞬間風速81・1メートルを観測し、統計開始以来の1位を更新しました。八重山地方を中心に猛烈な風が吹き、先島諸島では、うねりを伴い猛烈なしけとなったほか、沖縄本島地方で大しけとなりました。

（被害状況）

台風21号による、人的被害はなし。また、住家被害については、全壊10棟、半壊27棟、一部損壊285棟等の被害が発生しました。（消防庁情報：10月5日08：30分現在）

被災した与那国町の様子

（政府の対応）

（1）関係省庁災害対策会議の実施

・赤澤内閣府副大臣（当時）出席のもと、平成27年台風第21号に係る関係省庁災害対策会議を開催し、沖縄県庁とのテレビ会議を実施しました。引き続き、政府一体となって、災害応急対策や被災者の支援に全力を尽くすことを確認しました。（9月30日13：50）

・赤澤内閣府副大臣（当時）出席、松本内閣府大臣政務官（当時）出席のもと、平成27年台風第21号及び急速に発達する低気圧に伴う暴風等に係る関係省庁災害対策会議を開催。松本内閣府大臣政務官（当時）より政府調査団（沖縄県）調査結果報告を行うとともに、今後の課題等について確認しました。また、急速に発達する低気圧に伴う最新の気象情報を共有し、引き続き対応に万全を期すことを確認しました。（10月2日13：30）

（2）政府調査団の派遣

・松本内閣府大臣政務官（当時）を団長とする政府調査団を沖縄県へ派遣しました。（9月30日～10月1日）

（支援策）

具体的な支援として、9月28日沖縄県八重山郡与那国町に、平成27年台風第21号により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としているため、災害救助法が適用されました。

（以上、平成27年10月5日現在）

防災推進国民会議の開催について

平成27年9月17日、総理大臣官邸で第1回防災推進国民会議を開催しました。この「防災推進国民会議」（以下「会議」という。）は、国民の防災に関する意識向上に関し広く各界各層との情報及び意見の交換並びにその他の必要な連携を図り、中央防災会議と協力しつつ、国民の防災に関する意識向上を図るため開催するものです。

会議の構成は、中央防災会議会長（内閣総理大臣）が依頼する各界各層の有識者をもって構成されました。（※別表参照）

当日の会議では、議長及び副議長が選出された後、「防災推進国民会議の運営」、「防災推進国民会議の当面の活動方針」、「平成27年度『津波防災』に関する取組」及び「構成団体等の取組」等について議論されました。

議長・副議長については、議長　近衛忠煇氏（日本赤十字社社長）、副議長　秋本敏文氏（公益財団法人日本消防協会会長／一般財団法人日本防火・防災協会会長）が選出されました。

会議の運営については、会議の運営に関する検討、調整を行うため、会議の下に幹事会を開催することや、運営に関する個別事項の検討等行うため、必要に応じて企画検討チームを開催できることなどが決定されました。

また、当面の活動方針として、全体会議を毎年少なくとも1回は開催すること、防災に関する統一的な普及啓発資料の作成・普及、政府（内閣府）の事業等への協力、ウェブサイト「TEAM防災ジャパン」を通じた情報発信などを行うこととなりました。

当日出席された、安倍晋三内閣総理大臣から次のような挨拶がありました。

「我が国は、その自然条件から、台風、地震、火山などによる災害が、場所を問わず、発生しやすい環境にあります。

政府においては、今後、南海トラフ地震や首都直下地震、それに伴う津波の発生なども危惧されていることから、東日本大震災を始め、大きな犠牲の下に得られた貴重な教訓を踏まえ、地方公共団体とも緊密に連携しながら、防災を喫緊の課題として、諸対策に取り組んでいます。

災害から命や財産を守るため、大切なことは、行政による『公助』だけではなく、一人一人の国民の皆様による『自助』、そして、地域、企業、ボランティアなどの枠組みにおいて互いに助け合う『共助』が不可欠である、ということです。

3月に仙台で開催された第3回国連防災世界会議では、行政のみならず、市民社会やボランティア団体、学界、企業、メディアなど、多種多様な組織・団体が、互いに手を取り合って防災に積極的に取り組んでおりました。その姿を目の当たりにし、改めて『共助』の大切さを実感したところであります。

防災推進国民会議　構成団体・役職（40団体・50音順）　平成27年9月17日現在

1	一般財団法人日本防火・防災協会会長	21	全国市長会会長
2	一般社団法人公立大学協会会長	22	全国市町村教育委員会連合会会長
3	一般社団法人国立大学協会会長	23	全国消防長会会長
4	一般社団法人日本経済団体連合会会長	24	全国地域婦人団体連絡協議会会長
5	一般社団法人日本雑誌協会理事長	25	全国知事会会長
6	一般社団法人日本新聞協会会長	26	全国町村会会長
7	一般社団法人日本民間放送連盟会長	27	全国都道府県議会議長会会長
8	公益財団法人日本財団会長	28	全国都道府県教育委員会連合会会長
9	公益財団法人日本消防協会会長	29	全国町村議会議長会会長
10	公益社団法人経済同友会代表幹事	30	全国連合小学校長会会長
11	公益社団法人全国子ども会連合会会長	31	全日本中学校長会会長
12	公益社団法人日本医師会会長	32	日本学術会議会長
13	公益社団法人日本看護協会会長	33	日本障害フォーラム代表
14	公益社団法人日本歯科医師会会長	34	日本商工会議所会頭
15	公益社団法人日本青年会議所会頭	35	日本私立大学団体連合会会長
16	公益社団法人日本PTA全国協議会会長	36	日本生活協同組合連合会会長
17	公益社団法人日本薬剤師会会長	37	日本赤十字社社長
18	社会福祉法人全国社会福祉協議会会長	38	日本放送協会会長
19	全国高等学校長協会会長	39	日本労働組合総連合会会長
20	全国市議会議長会会長	40	防災学術連携体代表幹事

様々な災害が相次ぎ、国民の防災への関心がこれまでになく高まっている中、この度、各界各層を代表する有識者の皆様の御協力を得て、国民の皆様の防災に関する意識の一層の向上に資するための国民会議が開催に至ったことに感謝申し上げます。

政府としては、皆様方と協力し、『国連防災世界会議』に倣い、全国規模で、防災に関係する方々の知見や経験が共有され、積極的な意見交換が行われる場を定期的に設けてまいりたいと考えております。

こうした取組が、国民の皆様の防災に関する意識の更なる向上という形で結実していくことを期待申し上げ、挨拶とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。」

また、山谷内閣府特命担当大臣（防災）（当時）からは、平成27年度「津波防災」に関する取組について説明するとともに、防災推進国民会議を構成する団体・機関も積極的に「津波防災」について協力する旨のお願いがありました。

最後に、一般社団法人日本経済団体連合会、公益社団法人子ども会連合会の2団体よりそれぞれの取組等について報告があり、他団体に対して共有がされました。報告された内容は次のとおりです。

会議の様子：安倍内閣総理大臣（左）、近衛議長（中央）、秋本副議長（右）

【一般社団法人日本経済団体連合会】

経団連では、本年1月に豊かで活力ある日本の再生という2030年までに我が国が目指すべき国家ビジョンを公表しました。そのビジョンの中で防災・減災及び国土強靱化に向けた取り組みを我が国の持続的な経済成長の実現に向けた最重要課題の1つとして取り上げ、企業間のBCP、BCMの連携の強化やレジリエントな社会の確立に向けた具体的な方策を提言しています。

本年3月の第3回国連世界防災会議では、経団連も経済界を代表してこれまでの防災に関する取り組みや我が国の企業が保有するすぐれた防災・減災記述やノウハウなどを強くアピールしたところです。

その際、取りまとめられた仙台防災枠組では、企業が防災の主流化を進める主体の1つに位置づけられました。経団連としても、これを重く受けとめ、これまで以上にソフト・ハードの両面から防災・減災に向けた取り組みを強化してまいります。

各界各層のトップリーダーが一堂に会する本日の会議は、国民、企業の防災意識の向上を図る上で極めて重要な場になってまいります。この会議の活動に基づき、国民や企業等がみずからに課された役割を改めて認識し、防災意識向上のための普及啓発に関する検討を行い、関係者が連携、協力し、実行につなげていくことが重要であると考えております。

経団連としても、その一助となるべく、全力で取り組んでまいることをお約束します。

【公益社団法人子ども会連合会】

子ども会は幼児から高校生までの異年齢の集団による活動が特徴です。野外活動や文化活動など、さまざまな活動を通して国際社会でたくましく生きる力を養っています。

全国子ども会は、約10万団体、300万人の子供たちが活動をしています。私たちはこれからの日本を担う子供たちの防災力、ひいてはまちづくり力を高めるために、全国の子ども会で取り組むことができる体験型防災活動を、「防災活動ハンドブック」にまとめています。また、安全・啓発事業や防災マップコンクールに参加するなど、身近な活動を通して子供たちの防災力の向上を図っています。

国の防災力は私たち一人一人が日ごろから防災力を身につけ、その力がつながって災害に強いまちをつくる地域の力の結集であると考えております。それには防災について知識を持つことも大事ですが、知っているだけでは災害に対する主体的な行動につながりません。災害に向けて対応力を培うために子供や親、地域の人たちに向けて体験型の防災学習の普及が不可欠です。

地域に根差した子ども会は体験型の防災学習に大きく貢献できる場だと考えております。

火災から町を守った神田っ子

関東大震災（1923）

関東大震災では、火災により東京は大きな被害を受けましたが、千代田区神田地区の一帯は住民たちの自主的な防火活動により、延焼から町を守ることができました。

決死のバケツリレー

東京の中心部に位置する千代田区神田地区は、木造家屋が多く道幅が狭い人口密集地域で、江戸時代から幾度となく大火の被害を受けてきました。

1923（大正12）年9月1日午前11時58分に発生した関東大震災は、ちょうど昼食の支度時ということもあり、多数の火災が発生しました。そしてその火災は、その後3日間にわたって東京の町を襲い続けました。

神田川に面した神田和泉町と神田佐久間町の一帯は、幸いにも町で発生した火災は消し止めることができましたが、周囲から猛火に包まれた延焼がどんどん広がってきました。

まず、お年寄りや幼児等を安全な場所へ避難させて残った住民たちは、断じて一歩も退かない決意をもって自衛防火活動に取り組みました。

地震によって水道は断水していました。そこで、百数十名の住民が団結して、町中のバケツをはじめ鍋釜まで持ち寄り、神田川の水はもとより風呂屋や豆腐屋の水まで利用して手送りのバケツリレーを行い、迫り来る猛火に対して水を濯いで防火活動に努めたのです。

神田佐久間町の一帯は、四方のうち南は神田川に面し、北東は不燃建造物があるという立地条件や、さらには風向きの影響もあり、奇跡的に一戸の家も焼失することな

く約１６３０戸の家を延焼から守ることができました。

延べ三十数時間にわたる不眠不休の防火活動が続き、疲れて路上に倒れ込む人まで出ましたが、住民たちは自主的に力を合わせて懸命に防火活動に身を投じました。

記念碑が建立される

その後、１９３９（昭和14）年、東京府（現在の東京都の前身）はここを「町内協力防火守護の地」として史跡に指定し、戦後になってその記念碑が建立されました。碑文には次のように刻まれています。

「この付近一帯は大正十二年九月一日関東大震災のときに町の人が一致協力して努めたので出火をまぬがれました　その町名は次の通りであります　佐久間町二丁目三丁目四丁目　平河町　練塀町　和泉町　東神田　佐久間町一丁目の一部　松永町の一部　御徒町一丁目の一部　昭和四三年四月二四日　佐久間小学校　地元有志　秋葉原東部連合町」

退路を確保しながら、老幼婦女子を真っ先に避難させたことにより、人々がすべての努力を傾注して防火活動に専念できました。神田の町では、平素から町会活動や祭礼を通して、親密な「共助」の姿勢が培われていたことも、町を火災から護った大きな要因となりました。

若者のエネルギーで被災地を元気づける

特定非営利活動法人「国際ボランティア学生協会」は、日本最大規模の学生ボランティア団体である。若者の力を最大限に活かし、災害救援など様々な活動に取り組んでいる。

国際ボランティア学生協会（ＩＶＵＳＡ）が設立されたきっかけは、１９９２年から東京の国士舘大学が始めた「夢企画」である。これは、大学が学生から「夢」を募集し、その実現を支援するというもの。その中の「ラオス小学校建設活動」、「多摩川清掃大作戦」、「北海道南西沖地震災害救援活動」に参加した学生を中心にして結成されたのがＩＶＵＳＡ（イビューサ）である。ＩＶＵＳＡにはその後、様々な大学の学生が参加するようになり、現在は全国85大学の約２７００名の会員を持つ団体へと成長した。

ＩＶＵＳＡは「国際協力」、「環境保護」、「地域活性化」、「災害救援」の４つの分野で活動している。災害救援ではこれまでに、阪神淡路大震災や東日本大震災を含む、地震、津波、水害、豪雪、噴火、竜巻など約60の災害に対して、約８０００名の学生が救援活動に参加している。

２０１５年９月の関東・東北豪雨災害でも、特に被害の大きかった茨城県常総市で約１か月半にわたり災害救援活動を行い、延べ１３００名の学生が参加した。具体的な活動は、被災家屋の床板はがし、床下の土砂の除去、石灰撒き、瓦礫の撤去、家財の運び出し、炊き出し、住民のニーズ調査などである。

「私はこれまで、学生たちと一緒に様々な被災地で救援活動を行っていますが、若者の持つエネルギーは本当にすごいです。彼らが懸命に活動していると、落ち込んでいた被災者の気持ちが前向きに変わっていくのです」とＩＶＵＳＡ理事の宮崎猛志さんは言う。

ＩＶＵＳＡの強みはマンパワーだけではない。ＩＶＵＳＡでは、必要な物資・装備の管理・備蓄、物資の運搬、調理など、それぞれ担当する学生が決まっており、被災地で迅速に救援活動を始められるように日頃から備えている。また、蓄積した経験、ノウハウを

関東・東北豪雨災害で被害を受けた茨城県常総市で土砂の除去作業を行うIVUSAのメンバー（上段左・右）
静岡県西伊豆町の森林整備活動（下段左）
新潟県中越地震の被災者が住む長岡市の仮設住宅での雪下ろし（下段右）
（写真はすべて国際ボランティア学生協会提供）

継承していくために、それぞれの担当のリーダーが後輩の中から次のリーダーを育てるというシステムも整えている。

さらに、ＩＶＵＳＡに入会した学生は全員、応急救命措置や危機回避の方法を学ぶ「危機対応講習」、社会課題の解決のための方法を考える「社会理解講習」、コミュニケーション能力を身に付ける「総合的コミュニケーション講習」という３つの研修を受講することが必須となっている。

「研修と現場を繰り返すことで災害救援など社会の課題解決のための能力を高めてきました。また、リスク管理を徹底してきたので、これまでに大きな事故もなく活動を続けられています」と宮崎さんは言う。

被災地から学ぶ

ＩＶＵＳＡの救援活動の基本方針は「全ては被災された方のために」である。学生たちは被災者と同じ目線に立ちながら、自分の事として活動することを心がけている。その中で、彼らは多くのことを学んでいる。

「ものすごい量の土砂に衝撃を受けました。匂いやほこりもひどく、咳が止まらなくなったほどです」と、大学４年生の前田智美さんは、２０１３年７月の豪雨で被災した静岡県西伊豆町での救援活動を振り返る。前田さんたちＩＶＵＳＡのメンバーは、家の床下や庭に入り込んだ土砂の除去などに取り組んだ。また、作業の合間をみては、積極的に被災者に声を掛けるようにした。

「何気ない会話をするだけで、皆さんの表情が明るく変わってくるのが分かりました。力作業だけではなく、会話も大事だということも実感しました」と前田さんは言う。

救援活動をきっかけに生まれたＩＶＵＳＡと西伊豆町とのつながりは現在も続いている。学生たちが地元の人々と協力し、清掃、森林整備、干潟の再生など多岐にわたる地域活性化活動に取り組んでいる。

「自分たちの出来ることの限界を知って、くやしい思いをする時もあります」と、関東・東北豪雨災害の被災地である常総市で救援活動に参加した大学４年生の松島望さんは言う。松島さんは、水害の被害を受けた酒蔵や一般家庭での片付けなどを行ったが、想像以上の被害の大きさや被災者の心の傷の深さに、落ち込むこともあった。しかし、「片付けに行った家の高校生から、『皆さんから勇気を頂きました』と連絡をもらった時は、私自身が救われた気持ちになりました」と松島さんは言う。

「高校１年生の時に東日本大震災がありましたが、岡山県に住んでいる自分には、何もできないもどかしさを感じていました」と大学３年生の佐藤幸晃さんは振り返る。東京の大学に入学した佐藤さんは、被災地の支援をしたいという思いからＩＶＵＳＡに入会、それ以来、宮城県山元町での復興支援活動に取り組んでいる。関東・東北豪雨災害の救援活動にも参加、床下の土砂の除去などを行った。

「今後、災害の被害を少しでも減らせるように、自分の持つ防災の知識、経験をＩＶＵＳＡの後輩だけではなく、私の大学がある地域の人々にも伝えていきたいです」と佐藤さんは言う。

『ぼうさい』冬号 [No. 81]
平成 27 年 12 月 14 日発行［季刊］
http://www.bousai.go.jp/kouhou/

●編集・発行
内閣府（防災担当）普及啓発・連携参事官室
〒 100-8914
東京都千代田区永田町 1-6-1
中央合同庁舎第 8 号館
TEL:03-5253-2111（大代表）
FAX:03-3581-7510
URL: http://www.bousai.go.jp

●編集協力・デザイン
株式会社ジャパンジャーナル
〒 101-0063
東京都千代田区神田淡路町 2-4-6
エフアンドエフロイヤルビル 7F
TEL: 03-5298-2111（代表）
URL: http://www.japanjournal.jp

●印刷・製本
昭栄印刷株式会社
printed in Japan

『ぼうさい』春号は平成 28 年 3 月発行の予定です。

編集後記

今号において、これからの季節に注意していただきたい「大雪」への備えを特集しました。豪雪地帯にお住いの方は、常に気象情報に注意して早期の備えを怠らないようにしましょう。また、毎年お亡くなりになられる方が多い「雪おろし」は、くれぐれも注意して行ってください。都市部にお住いの方にあっては、通勤・通学時など外出される際に、路面の凍結による転倒事故に注意しましょう。靴底に被せるだけのスパイク効果がある便利なグッズも販売されていますので、転倒防止に努めてください。

ご意見・ご感想を、内閣府（防災担当）広報誌「ぼうさい」担当宛で、はがき、FAX、メールにてお寄せください。

毎年１月 15 ～ 21 日は
「防災とボランティア週間」

毎年１月 17 日は
「防災とボランティアの日」

内閣府（防災担当）
Cabinet Office, Government of Japan